

(非公式訳)

投資委員会布告 第 2/2562 号  
件名：電気自動車製造事業への投資促進

---

仏暦 2560 (2017 年) 年 5 月 3 日付投資委員会布告第 5/2560 号、件名：電気自動車・部品・備品の投資促進措置に基づき、

各種電気自動車製造において共通のプラットフォームを使用したバッテリー式電気自動車 (BATTERY ELECTRIC VEHICLES - BEV) の製造、そして電気自動車のコアテクノロジー (CORE TECHNOLOGY) である部品の製造を促進するために

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条および第 18 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り発布する。

第 1 項 2018 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日までに投資奨励申請書を提出した業種 4.18 バッテリー式電気自動車 (BATTERY ELECTRIC VEHICLES - BEV) とその部品の製造事業の投資プロジェクトとして業種 4.16 ハイブリッド電気自動車 (HYBRID ELECTRIC VEHICLES - HEV) とその部品の製造事業を同一プロジェクトで行うことを許可する。ただし、以下の製造開始時期の条件と部品使用・製造の条件を満たさなければならない。

1.1 奨励証書の発給日から 3 年以内にハイブリッド電気自動車 (HEV) を製造しなければならない。そして、ハイブリッド電気自動車 (HEV) の製造と共にハイブリッド電気自動車 (HEV) の主要部品を最低 1 種類製造または使用し、またハイブリッド電気自動車 (HEV) の製造後 3 年以内に最低 4 種類主要部品を製造または使用すること。その 4 種類種類のうちの 2 種類は電池、走行モーター、駆動制御装置 (DCU)、電池管理システム (BMS) の中から選び、残りの 2 種類は投資奨励対象業種表の業種 4.8.3 ハイブリッド電気自動車 (HEV)、バッテリー式電気自動車 (BEV)、プラグインハイブリッド電気自動車 (PHEV) の部品製造事業の部品とする。

1.2 ハイブリッド電気自動車 (HEV) の製造後 3 年以内にバッテリー式電気自動車 (BEV) を製造しなければならない。なお、バッテリー式電気自動車 (BEV) の製造と共にバッテリー式電気自動車 (BEV) の主要部品を最低 1 種類製造または使用すること。

第 2 項 バッテリー式電気自動車 (BEV) 製造事業の奨励申請者は業種 4.16 ハイブリッド電気自動車 (HYBRID ELECTRIC VEHICLES - HEV) とその部品の製造事業を同一プロジェクトとして行う場合、2019 年 12 月 30 日までにプロジェクトの修正を申請すること。

仏暦 2562 年 (2019 年) 2 月 25 日より有効とする。

発布日：仏暦 2562 年 (2019 年) 5 月 2 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)  
投資委員会委員長